

水質検査成績書

検体	検査種別	基準項目(8項目)				
	検水種別	原水				
	採水場所	最上川表流水				
	採水者	検査機関 (株式会社 江東微生物研究所 郡山支所 郡山市喜久田町御3-24 Tel0256-34-				
	採水日時	平成25年9月3日 13時50分		気温	31.4℃	水温
	天候等	当日天候	雨	前日天候	晴れ	採水時残留塩素
	検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
	一般細菌	3500	1mL中100以下	トリクロロ酢酸	—	0.2 mg/L以下
	大腸菌	検出する	検出されない事	プロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下
	カドミウム及び その化合物	—	0.003 mg/L以下	プロモホルム	—	0.09 mg/L以下
	水銀及び その化合物	—	0.0005 mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下
	セレン及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	亜鉛及び その化合物	—	1.0 mg/L以下
	鉛及び その化合物	—	0.001 mg/L以下	アルミニウム及び その化合物	—	0.2 mg/L以下
	ヒ素及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	鉄及びその化合物	—	0.3 mg/L以下
	六価クロム化合物	—	0.05 mg/L以下	銅及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
	シアン化合物イオン 及び塩化シアン	—	0.001 mg/L以下	ナトリウム及び その化合物	—	200 mg/L以下
	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	—	10 mg/L以下	マンガン及び その化合物	—	0.05 mg/L以下
	フッ素及び その化合物	—	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	8.3	200 mg/L以下
	ホウ素及び その化合物	—	1.0 mg/L以下	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	—	300 mg/L以下
	四塩化炭素	—	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	—	500 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	—	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	0.2 mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 mg/L以下	ジエオスミン	—	0.00001 mg/L以下
	ジクロロメタン	—	0.02 mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	—	0.00001 mg/L以下
	テトラクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	0.02 mg/L以下
	トリクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	フェノール類	—	0.005 mg/L以下
	ベンゼン	—	0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	1.8	3 mg/L以下
	塩素酸	—	0.6 mg/L以下	pH値	7.4	5.8 ~ 8.6
	クロロ酢酸	—	0.02 mg/L以下	味	—	異常でないこと
	クロロホルム	—	0.06 mg/L以下	臭氣	異状なし	異常でないこと
	ジクロロ酢酸	—	0.04 mg/L以下	色度	17.5	5度 以下
	ジブロモクロロメタン	—	0.1 mg/L以下	濁度	23.3	2度 以下
	臭素酸	—	0.01 mg/L以下	—	—	—
	総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下	—	—	—
判定	◎ 判定しない					
備考	基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。 検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。					

水質検査成績書

検体	検査種別	基準項目(11項目)						
	検水種別	浄水						
	採水場所	上水道 中山町役場内蛇口						
	採水者	検査機関 (株式会社 江東微生物研究所 郡山支所 郡山市喜久田町御3-24 Tel0256-34-						
	採水日時	平成25年9月3日 14時10分		室温	32.7°C	水温 23.0°C		
	天候等	当日天候	雨	前日天候	晴れ	採水時残留塩素 0.42 mg/L		
検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準			
一般細菌	0	1mL中100以下	トリクロロ酢酸	—	0.2 mg/L以下			
大腸菌	不検出	検出されない事	プロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下			
カドミウム及び その化合物	—	0.003 mg/L以下	プロモホルム	—	0.09 mg/L以下			
水銀及び その化合物	—	0.0005 mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下			
セレン及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	亜鉛及び その化合物	—	1.0 mg/L以下			
鉛及び その化合物	—	0.001 mg/L以下	アルミニウム及び その化合物	—	0.2 mg/L以下			
ヒ素及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	鉄及びその化合物	—	0.3 mg/L以下			
六価クロム化合物	—	0.05 mg/L以下	銅及びその化合物	—	1.0 mg/L以下			
シアン化合物イオン 及び塩化シアン	—	0.001 mg/L以下	ナトリウム及び その化合物	—	200 mg/L以下			
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	—	10 mg/L以下	マンガン及び その化合物	—	0.05 mg/L以下			
フッ素及び その化合物	—	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	15.0	200 mg/L以下			
ホウ素及び その化合物	—	1.0 mg/L以下	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	—	300 mg/L以下			
四塩化炭素	—	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	—	500 mg/L以下			
1,4-ジオキサン	—	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	0.2 mg/L以下			
シス-1,2-ジクロエチレン及び トランス-1,2-ジクロエチレン	—	0.04 mg/L以下	ジェオスミン	0.000002 未満	0.00001 mg/L以下			
ジクロロメタン	—	0.02 mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001 未満	0.00001 mg/L以下			
テトラクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	0.02 mg/L以下			
トリクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	フェノール類	—	0.005 mg/L以下			
ベンゼン	—	0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	0.6	3 mg/L以下			
塩素酸	—	0.6 mg/L以下	pH値	7.1	5.8 ~ 8.6			
クロロ酢酸	—	0.02 mg/L以下	味	異常なし	異常でないこと			
クロロホルム	—	0.06 mg/L以下	臭気	異常なし	異常でないこと			
ジクロロ酢酸	—	0.04 mg/L以下	色度	0.5未満	5度 以下			
ジプロモクロロメタン	—	0.1 mg/L以下	濁度	0.1未満	2度 以下			
臭素酸	—	0.01 mg/L以下	—	—				
総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下	—	—				
判定	◎ 検査した項目は水道法の水質基準に適合します。							
備考	※印の検査成績は不適合です。 基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。 検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。							

水質検査成績書

検体	検査種別	基準項目(11項目)				
	検水種別	浄水				
	採水場所	上水道 村木沢公民館内蛇口				
	採水者	検査機関 (株式会社 江東微生物研究所 郡山支所 郡山市喜久田町御3-24 Tel0256-34-				
	採水日時	平成25年9月3日 14時50分		室温 30.9℃	水温 23.4℃	
	天候等	当日天候 雨	前日天候 晴れ	採水時残留塩素	0.38 mg/L	
検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準	
一般細菌	0	1mL中100以下	トリクロロ酢酸	—	0.2 mg/L以下	
大腸菌	不検出	検出されない事	プロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下	
カドミウム及び その化合物	—	0.003 mg/L以下	プロモホルム	—	0.09 mg/L以下	
水銀及び その化合物	—	0.0005 mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下	
セレン及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	亜鉛及び その化合物	—	1.0 mg/L以下	
鉛及び その化合物	—	0.001 mg/L以下	アルミニウム及び その化合物	—	0.2 mg/L以下	
ヒ素及び その化合物	—	0.01 mg/L以下	鉄及びその化合物	—	0.3 mg/L以下	
六価クロム化合物	—	0.05 mg/L以下	銅及びその化合物	—	1.0 mg/L以下	
シアン化合物イオン 及び塩化シアン	—	0.001 mg/L以下	ナトリウム及び その化合物	—	200 mg/L以下	
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	—	10 mg/L以下	マンガン及び その化合物	—	0.05 mg/L以下	
フッ素及び その化合物	—	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	14.8	200 mg/L以下	
ホウ素及び その化合物	—	1.0 mg/L以下	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	—	300 mg/L以下	
四塩化炭素	—	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	—	500 mg/L以下	
1,4-ジオキサン	—	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	0.2 mg/L以下	
シス-1,2-ジクロエチレン及び トランス-1,2-ジクロエチレン	—	0.04 mg/L以下	ジェオスミン	0.000001 未満	0.00001 mg/L以下	
ジクロロメタン	—	0.02 mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001 未満	0.00001 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	0.02 mg/L以下	
トリクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	フェノール類	—	0.005 mg/L以下	
ベンゼン	—	0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	0.9	3 mg/L以下	
塩素酸	—	0.6 mg/L以下	pH値	7.1	5.8 ~ 8.6	
クロロ酢酸	—	0.02 mg/L以下	味	異常なし	異常でないこと	
クロロホルム	—	0.06 mg/L以下	臭気	異常なし	異常でないこと	
ジクロロ酢酸	—	0.04 mg/L以下	色度	0.5未満	5度 以下	
ジプロモクロロメタン	—	0.1 mg/L以下	濁度	0.1未満	2度 以下	
臭素酸	—	0.01 mg/L以下	—	—	—	
総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下	—	—	—	
判定	◎ 検査した項目は水道法の水質基準に適合します。					
備考	※印の検査成績は不適合です。 基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。 検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。					